

税額のない方の申告書記載要領

1. この申告書は、仙台市長に1通提出すること。
2. 「※処理事項」欄は記載しないこと。
3. 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
4. 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している方の氏名を記載すること。
5. 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び仙台市の区域内の事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）が支店の場合、主たる支店の所在地を記載すること。
6. 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載すること。
なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。
7. 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載すること。
8. ㊸の欄は、課税標準の算定期間の末日における仙台市内の事業所等の合計床面積（別表1（事業所等明細書）の㊸の合計数値）を記載すること。
9. ㊹の欄は、㊸欄の床面積のうち非課税に係る施設の合計床面積（別表2（非課税明細書）の㊹の合計数値）を記載すること。
10. ㊺の欄は、課税標準の算定期間の末日における仙台市内の事業所等の合計従業者数（別表1の㊺の合計数値）を記載すること。
11. ㊻の欄は、㊺欄の従業者数のうち非課税に係る合計従業者数（別表2の㊻の合計数値）を記載すること。
12. ㊼～㊾の欄は、みなし共同事業の特例に該当する場合に、次により記載すること。
 - (1) ㊼及び㊽の欄は、課税標準の算定期間の末日における仙台市内の事業所等と、みなし共同事業に該当する家屋における特殊関係者の床面積又は従業者数との合計（仙台市が規定する「特殊関係者を有する場合のみなし共同事業に関する調査書」（以下「調査書」という。）の「3）免税点の判定」の㊼）で、㊼又は㊽に対応するそれぞれの数値を記載すること。
 - (2) ㊾及び㊿の欄は、㊼又は㊽欄のうち非課税に係る施設の合計床面積又は従業者数（調査書の「3）免税点の判定」の㊼及び㊽の合計）で、㊾又は㊿に対応するそれぞれの数値を記載すること。